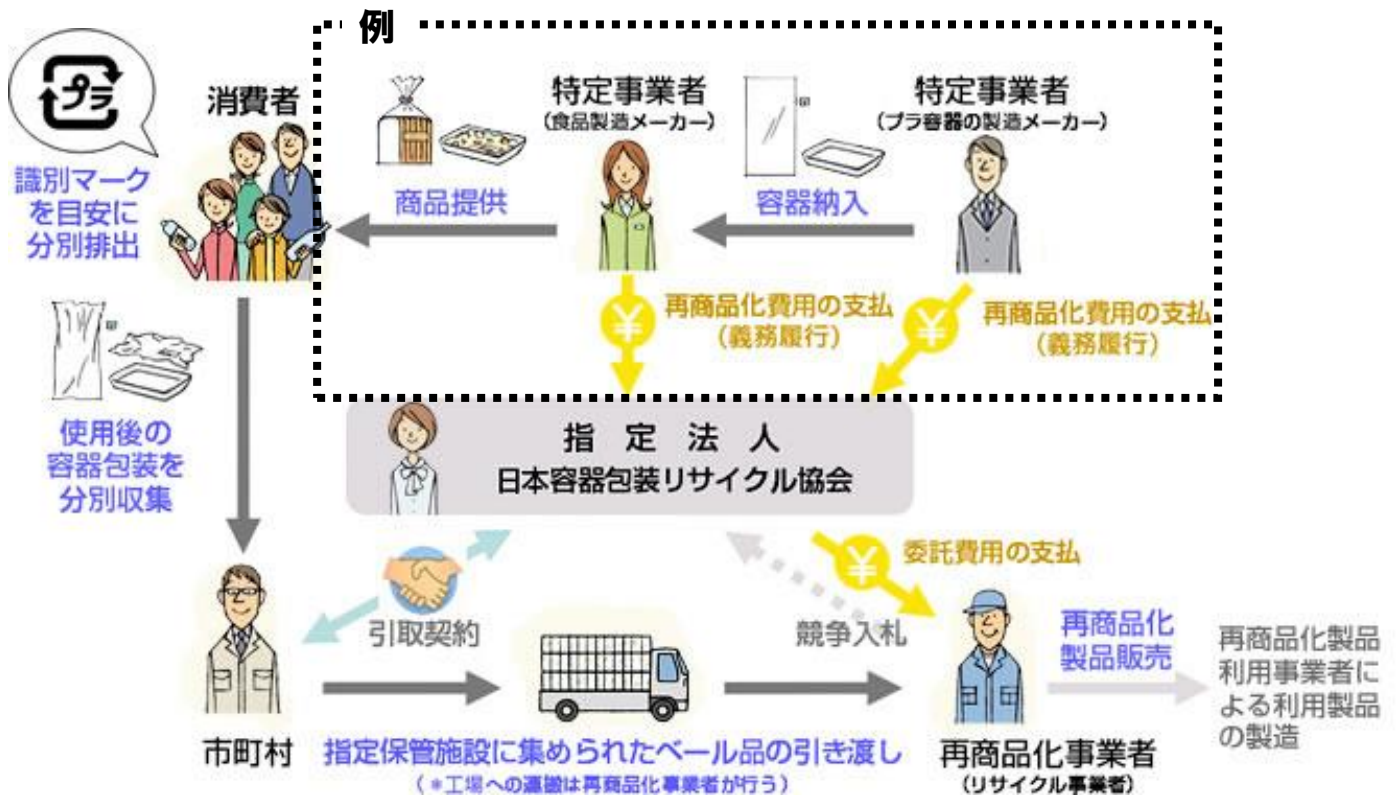


○容器包装リサイクル法とは

「容器包装リサイクル法」は、家庭から出るごみの約 6 割を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用を図る目的で制定された法律です。

「容器包装リサイクル法」によるリサイクルシステムは、消費者・市町村・事業者それぞれが、一般廃棄物に対する責任を分担する仕組みとなっており、「特定事業者」については、利用・製造・輸入した容器包装の量の排出抑制を行うとともに、その量に応じたリサイクルの義務が課せられています。



【特定事業者に該当する商工業者】

- 「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者
例：食品、清涼飲料、酒類、石鹼、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者
商品を販売する際に容器(レジ袋など)や包装を利用する小売・卸売業者
- 「容器」を製造する事業者
例：びん、PETボトル、紙箱、袋などの容器製造業者
- 「容器」の輸入、「容器」「包装」を用いた商品の輸入、輸入商品に新たに「容器」「包装」を用いて販売する事業者

※ただし、「容器包装リサイクル法」に規定される小規模事業者は義務を免除。

業種	製造業等	商業、サービス業
売上高	2億4,000万円以下	7,000万円以下
従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

上記に該当する事業者で、再商品化委託申請のお手続きをしていない場合は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンター[TEL:03-5251-4870]へ該当・非該当についてご確認のうえ、お手続きをお願いします。

なお、「特定事業者」に該当する商工業者で、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年度まで遡って再商品化委託申請を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

【問合せ先】 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (<https://www.jcpra.or.jp>)

◆コールセンター[法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談]
TEL:03-5251-4870

◆オペレーションセンター[委託申請関係書類の請求、記載方法等に関する相談]
TEL:03-5610-6261/FAX:03-5610-6245

【再商品化(=リサイクル)委託申込先】最寄りの商工会議所・商工会